

第 35 号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 5 月 16 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成 18 年加東市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 15 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に申請されている保険料の減免については、なお従前の例による。

第35号議案 要旨

加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者を、令和4年度においても引き続き介護保険料の減免により支援するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

減免の対象となる介護保険料の納期限の期間を改めること。（附則第15項関係）

3 施行期日等 公布の日（令和4年4月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="315 316 412 347">附 則</p> <p data-bbox="255 371 1111 459">(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p data-bbox="226 483 1111 798">15 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限</u> (特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。) が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p data-bbox="255 818 488 850">(1)・(2) (略)</p>	<p data-bbox="1234 316 1330 347">附 則</p> <p data-bbox="1173 371 2029 459">(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p data-bbox="1144 483 2029 798">15 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限</u> (特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。) が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p data-bbox="1173 818 1406 850">(1)・(2) (略)</p>